

平成 19 年度第 7 回常務理事会議事録

日 時：平成 20 年 1 月 11 日（金）15：00～17：00

会 場：事務局 会議室

出席者：

理事長：吉村 泰典

理 事：岩下 光利、岡井 崇、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、田中 俊誠、平松 祐司、
星 和彦、星合 昊、吉川 裕之、和氣 徳夫

監 事：柏村 正道、佐藤 章、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

幹事長：矢野 哲

幹 事：新井 隆成、内田 聡子、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、下平 和久、
高倉 聡、橋口 和生、阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、増山 寿、村上 節、
渡部 洋

総会議長：松岡幸一郎

総会副議長：足高 善彦、清水 幸子

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 7 回常務理事会業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 6 回常務理事会議事録（案）

総務 1：第 60 回総会資料作成タイムスケジュール：

総務 2：大谷医師等訴訟 第 2 回期日弁論報告

総務 3：日本内科学会「診療行為に関連した死亡の死因究明制度の創設に向けて」

総務 4：厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課「母子健康手帳の様式の改正について」

総務 5：平成 19 年度第 2 回学会・医会ワーキンググループ議事録

総務 6：日本がん治療認定医機構からの書信

総務 7：大野病院事件第 11 回公判関連記事

総務 8：日本医師会「刑事訴追からの不安を取り除くための取り組み-その 2-」

総務 9：日本大学早川智教授「宗教的輸血拒否者に対する産科医の対応」

会計 1：2007 年度初期研修中の月別男女別入会者数

会計 2：平成 19・20 年度事業・予算関連資料一覧

学術 1：公募期間延長のお知らせ

渉外 1：Audit of ART services -AFOG

専門医制度 1：朝日新聞 12 月 31 日付記事「専門医師認定 54 人不正」

倫理 1：JISART「ご報告」

倫理 2：着床前診断権利確認訴訟弁護団等「日弁連の生殖医療提言書撤回の申入書」

倫理 3：日経新聞 12 月 24 日付記事「代理出産への扉 容認の声じわり」

倫理 4：読売新聞 12 月 16 日付記事「子宮への受精卵 2 個まで」

教育 1：教育委員会若手医師海外派遣に関する内規（案）

広報 1：JSOG-JOBNET 事業報告

広報 2：ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について

広報 3：ホームページアクセス状況

将来計画 1：舛添厚生労働大臣宛書信

将来計画 2：厚生労働省/総務省消防庁「産科救急搬送受入体制等の確保について」

将来計画 3：読売新聞 12 月 19 日付記事「診療報酬本体プラス改定」

将来計画4：日経新聞12月22日付記事「医師数、2倍以上の開き」

将来計画5：佐藤名誉会員の具申書に対する本会の回答

男女共同参画1：プレスセミナーについて

男女共同参画2：ポスターについて

男女共同参画3：女性の生涯健康手帳について

男女共同参画4：地方部会担当公開講座一覧

男女共同参画5：平成19年度「女性の健康週間」実施概要

その他1：平成20年度日本産科婦人科学会予定表

無番：日本学術会議主催公開講演会「生殖補助医療のいま—社会的合意を求めて—」

無番：日経新聞1月10日付記事「都、病院内保育を応援」

無番：朝日新聞1月11日付社説「医療事故調 警察の介入は控えめに」

15：00、理事長、常務理事の総数11名全員が出席し、定足数に達したため、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、総務及び会計担当常務理事の計3名を選任し、これを承認した。

I. 平成19年度第6回常務理事会議事録（案）の確認

原案通り、承認した。

II. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

なかやまてつや

①中山徹也名誉会員(元会長、東京)が1月7日に逝去された。(弔電、生花手配済)

(2) 総会運営委員会委員、予算決算委員会委員の推薦依頼について

各ブロック代表者宛に総会運営委員会委員、予算決算委員会委員推薦の依頼状を1月中に発送する予定である。

(3) 第60回総会タイムスケジュール（案）について [資料：総務1]

落合理事より「4月12日の総会に向け総会資料の作成スケジュールを資料にある通りとしたので、宜しく協力をお願いしたい」との発言があった。

(4) 大谷裁判

東京高裁において第2回控訴審が12月19日に行われた。弁論は今回で終了し、平成20年4月23日に判決が言渡される。[資料：総務2]

(5) 厚生労働省から「診療行為に関連した死亡究明制度の創設に向けて—第二次試案」が示されたが、12月15日の第3回理事会における審議の結果、当該試案の内容について検討の上、本会としての意見を提出することが決定された。[資料：総務3]

については、「医療事故に関わる諸問題検討ワーキンググループ」を設置し、早急に検討に入りたい。

委員長（案） 岡井 崇

委員（案） 井上 正樹、海野 信也、杉野 法広、鈴木 真、平松 祐司、和氣 徳夫

また、当ワーキンググループでは無過失補償制度（案）についても審議し、本会意見を提出する予定である。

岡井理事より「第二次試案に対して内科学会、外科学会から意見書が提出されており、その意見書に対して賛成するか回答してほしいとの依頼が内科学会から来ている。本会としては産婦人科独自の意見を出したいので、出来るだけ早い段階で委員会から試案を提出して、先生方に最終的なチェックをして

頂きたいと考えている。内科学会に対しては本会として独自の意見書を出すということを回答してよいか諮りたい」との提案があった。

吉村理事長「内科学会にそのように回答して宜しいか。2月の第4回理事会で意見に対する承認を得ることとしたい」

田中理事より内科、外科学会意見書に記載されている調整看護師に関する文章[3頁各論D)患者遺族との関係について]について質疑があり、**岡井理事**より「これは内科、外科学会の意見であり、本会の試案では無視したい」との見解が示された。

協議の結果、特に異議なく委員長・委員(案)及び岡井理事の提案を、承認した。

(6) 第3回理事会に於いて第60回学術集会長岡村州博先生より、学術集会の運営にあたりコンベンション会社と業務分担を含めた契約書の締結が必要ではないかとの提案があり、これを受けて幹事を中心に学術集会に関する業務委託についての会議を2月7日に開催する予定である。

(7) 県立大野病院事件について [資料:総務7]

第11回公判が12月21日に開かれ、被告人質問が行われた。第12回公判は1月25日に遺族の意見陳述等が行われる。

(8) 日本大学早川智教授より、日本輸血・細胞治療学会シンポジウム抄録「宗教的輸血拒否者に対する産科医の対応」を作成したので、本常務理事会に配布の上、意見を頂きたいとの依頼があった。

[資料:総務9]

特に異議なく、了承した。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

①雇用均等・児童家庭局母子保健課より母子健康手帳の様式の改正案について本会の意見を求める書信を受領した(12月25日)。回答期限は1月15日である。[資料:総務4]

落合理事「内容をみたが、大きな問題はないと思う。周産期委員会にはお目通し頂いている」

岡井理事「時間がなかったので委員には諮っていないが、本職が内容をチェックしたところ問題ないと思う」

松岡議長「内容は特に問題ないが、毎回改正のたびに問題となる点がある。厚労省は本会及び医会に事前に相談がないまま外郭団体等に原案を作らせているので、責任が曖昧である。また、本会の意見を回答するまでの期限が極めて短期である。その辺は本会から一言云った方が宜しい」

岡井理事「改正案については同意するが、今後母子健康手帳の改正に関しては作業のときに本会の意見を先に聞いてほしい旨要請したい。或いは本会の代表が作業に入っているのか」

落合理事「本会の代表は入っていない」

以上協議の結果、改正案について同意し、改定案を提示する前に本会の意見を先に聞いてほしいとの意見を書き添えて回答することを、承認した。

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①12月19日に吉村理事長、寺尾会長も出席し、平成19年度第3回学会・医会ワーキンググループ(通算第31回)を開催した。[資料:総務5]

(2) 日本がん治療認定医機構

①同機構より本年度教育セミナー・試験(平成20年1月13日~14日)のテキスト1冊を受領した(12月11日)。[資料:総務6]

(3) 日本医師会

①日本医師会より「刑事訴追からの不安を取り除くための取り組み-その2-」-自由民主党『診療行為に係る死因究明制度について』-の書信を受領した(1月7日)。[資料:総務8]

(4) 日本医学会

①第75回日本医学会定例評議員会が2月20日に開催され、落合和徳常務理事が連絡委員として出席する予定である。

〔IV. その他〕

(1) 日本産婦人科乳癌学会より「第12回日本産婦人科乳癌学会」(開催日:平成20年3月9日、日本大学カザルスホール)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(12月13日付)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(2) 乳房健康研究会より「第7回ミニウォークアンドランフォーブレストケア/ピンクリボンウォーク2008」(開催日:平成20年3月23日、日比谷公園)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(12月13日付)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

(3) 日本家族計画協会より「平成20年度女性のプライマリケアを担う医療者のためのOC実践セミナー」(開催日:平成20年3月16日、海運クラブ、他5箇所)の後援名義使用許可についての依頼書を受領した(12月25日付)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 初期研修医の会費(5,000円)納入状況について [資料:会計1]

初期研修医の入会者数は12月25日現在で45名(1年目17名、2年目28名)となっている。

(2) 各部署・委員会に依頼した平成19年度経費支出見込及び平成20年度事業計画書(平成20年度予算申請額を含む)の取り纏め結果と事業計画会議について [資料:会計2]

①平成19年度決算見直し

②平成20年度各部署・委員会からの予算申請及び事業計画

③平成20年1月11日の事業計画会議の協議結果について

岡村理事より本日開催された事業計画会議の協議内容について資料に基づき説明があった。

骨子は以下の通り

1. 高齢会員及び初期研修医の会費収入が7,500千円程度見込まれ、全体の会費収入に寄与している。シミュレーションの結果、今後も会費収入は250百万円前後で推移するものと予測される。
2. 平成19年度一般会計の当期収支差額は11,691千円の赤字となる見込みである。
3. 平成20年度の一般会計予算に関して、産婦人科診療ガイドラインの販売収入10,000千円を見込むが、支出面では各部署からの申請額を計上した結果、当期収支差額は4,020千円の赤字となる。本日の事業計画会議では赤字予算を避けるべきとの意見が出された。協議の結果、診療ガイドラインの販売収入を増やせないか、支出は削減出来るものは削減することを検討し、2,000千円程度の黒字予算とする方向性を確認した。
4. 最終的な数値を固めた上で、2月の会計担当理事会、常務理事会で協議することと致したい。

吉村理事長より「今年度決算見込み及び来年度予算に関しては岡村先生が説明された通りである。なお、公益法人制度改革に関わる認定の申請に向けて委員会を設置する必要があるため、来年度の事業計画に組み込むこととした」との補足説明があった。

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 学術委員会関連

1) 会議開催

- ① 第 1 回学術講演会評価委員会を 2 月 21 日に開催する予定である。
- ② 学術奨励賞選考委員会を 2 月 21 日に開催する予定である。

(2) 第 61 回プログラム委員会関連

1) 会議開催

- ① 第 61 回学術講演会シンポジウム演者選考委員会を 2 月 21 日に開催する予定である。

2) 第 61 回学術講演会シンポジウム 2 担当者の公募期間延長について

第 61 回学術講演会シンポジウム課題担当者について、第 3 回理事会での決定に従い、シンポジウム 2 (生殖・内分泌) 課題名: 「中枢神経関連生理活性物質の生殖機能へのかかわり」の公募期間を平成 20 年 1 月 15 日まで延長することにつき、学術講演会ホームページで周知するとともに、会員にメール配信リスト一斉配信で通知した。[資料: 学術 1]

吉村理事長「演題は集まっているか」

嘉村理事「未だ来ていないが、問い合わせは 2 件あった」

(3) 吉川理事より「現在プログラム委員会がそれぞれの学術講演会毎に存在する。そのため学術委員会との関係で学術委員会運営要綱に幾つか問題が生じている。また、プログラム委員会の引継ぎ事項をきちんと文章化した方がよいのではないかとの意見が 12 月の学術委員会では出された。2 月 8 日、21 日に第 60~62 回各プログラム委員会の代表と学術委員会の委員長、副委員長、幹事とが集まり、学術委員会運営要綱の改定とプログラム委員会の引継ぎマニュアル作成を検討することとした」との報告があった。

4) 編集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

- ① 平成 20 年 1 月 11 日に JOGR 全体編集会議を開催した。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況: 2007 年投稿分 (12 月末現在)

投稿数 709 編 (うち Accept 145 編、Reject 331 編、Withdrawn/Unsubmitted 67 編、Under Revision 46 編、Under Review 116 編、Pending 4 編)

岡井理事より「投稿数は昨年比 50% 増となっている。2006 年投稿分の Accept rate は 40% であったが、2007 年は 30% となる。Accept rate を 20% に下げると外国から文句がでる懸念があるため、30% は維持したい。そうすると JOGR を取り敢えず年 9 回発行する必要があるが、最終的には Monthly での発行も検討したい。経費負担の問題もあるので、編集業務を委託している B 社にもシミュレーションをして貰い、編集で検討して理事会に諮ることとしたい」との報告があった。

落合理事「来年度予算では発行費が減少しているがその要因は何か」

岡井理事「編集業務の委託に関し昨年業者 3 社による入札を行った結果、従来の委託業者がコストを下げた入札し再契約したことが主たる要因である」

落合理事「そうであれば今後 bimonthly を monthly にしていく方向は充分可能性があると思われる。JOGR は本会だけが Official Journal としているのか」

岡井理事「AFOG と本会の Official Journal である」

落合理事「例えば韓国が Official Journal にして費用を負担してもらうようなことは可能か」

岡井理事「現時点では考えていない。編集委員は日本人であるが、韓国人が日本に来て編集委員会に出席できるかといった問題がある。提案があったので次回の編集委員会で議論したいと思う」

落合理事「外国の学会にも応分の負担をして頂いたらどうかということである」

(3) 岡井理事より「Accept されてから雑誌に載るまで相当時間がかかるため、Online で先に Accept された論文が読める Online Early Articles というサービスを昨年から始めている。現状は Original Article だけで Case Report は載せていないが、将来的には Case Report も本人が希望すればお金を頂いて載せるかを議論しているところである」との報告があった。

(4) 岡井理事より「和文誌に関して、先ほど会計報告で機関誌発行費が予算超となると報告されたが、

この主な原因は特集でReview Articleを日本のそれぞれのテーマに関する第一人者またはそれに近い人
に書いてもらっていることが一番大きい。実際に会員に有益なのか、役に立っているのかはきちんと調
査をする必要があると考えている。有益なので続けてほしいとの希望があれば、学会の会員サービスで
あり本来の重要な役割と思うので続けて参りたい」との説明があった。

和氣理事「数年前の議論では和文誌は縮小する方向とし、本会の主たる Journal は JOGR とするとの
議論があったと思う」

岡井理事「本職が編集担当になったときに、和文誌をどうするか編集担当理事とまずその問題を議論
した。結論は止める方向ではなく、会員の役に立つ情報誌にすることとなった。どのようにしたら会員
の役に立つのかを検討し、臨床で問題になっていることを特集で専門の先生に書いてもらえば役立つと
いうことで始めた経緯がある。その評価はきちんとしたい」

星理事「以前に編集担当であったときに縮小を考えたが、単なる縮小であれば経費は殆ど変わらない。
隔月の発刊では経費はそれほど変わらないとの試算が出た。思い切って全廃することを考えるくらいで
やらないと出来ないとの試算であった」

岡井理事「実際には広告収入があるので、それを経費から差し引けば実質的な支出は表面上の数字よ
り少ない」

吉村理事長「今まで通りということで宜しいか」

岩下理事「和文誌の電子ジャーナルはホームページに載せているか」

下平幹事「和文誌はネット上で検索出来る公のシステムに参加する形になっている」

5) 渉 外 (嘉村敏治理事)

[FIGO 関係]

特になし

[AOFOG 関係]

(1) Educational Fund について

嘉村理事「現在 5~6 名の執行部の先生に寄付を頂いている。今後ホームページや機関誌を通じて募
集を働きかけたい。Educational Fund の申込書を機関誌 3 月号に掲載する予定である」

(2) Audit of ART services -AOFOG について [資料：渉外 1]

嘉村理事「AOFOG の Reproductive Endocrinology & Infertility Committee Chairman より ART services
に関する調査の依頼が来ている。理事長、倫理委員会委員長とも相談した結果、登録・調査小委員会齊
藤委員長に検討して頂くこととなり、既に AOFOG とコンタクトを開始して頂いている」

吉村理事長「各施設に調査票を送らなくては行けないが、オンライン登録との兼ね合いや色々な点で
難しい問題があるので、齊藤委員長に検討して頂くことにした」

6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 要望書の提出について

①切迫流産例、切迫早産例に対する超音波検査保険適応についての運用申請書を厚生労働省保険局長、
医療課長及び日本医師会長宛に提出した (12 月 17 日)。

和氣理事「陳情に行くために現在医会と日程の調整をしている」

②へパリンカルシウム適応外使用要望書について

和氣理事「周産期委員会の平松先生にデータの提出を依頼している。それを待つて厚労省他に要望書
を提出したいと考えている」

平松理事「メーカーと協力して準備を進めている」

7) 専門医制度 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

①第 4 回中央委員会を平成 20 年 1 月 26 日に開催する予定である。

(2) 認定二次審査（面接試験）担当者推薦依頼

平成 20 年度専門医認定二次審査は平成 20 年 7 月 26 日（土）（筆記試験）、7 月 27 日（日）（面接試験）の 2 日間、東京と大阪の 2 会場で開催される。面接試験担当者の選出は本年度と同様に各地方委員会委員長に対し、推薦方を依頼した（12 月 20 日）。

(3) 12 月 31 日付朝日新聞記事「専門医師認定 54 人不正」について [資料：専門医制度 1]

星理事「朝日新聞から 12 月 10 日付で本会に専門医の資格認定試験について問い合わせがあり、不正はない、処分したことはない、本会規約に則って厳正に行っている旨の回答を行っている」

8) 倫理委員会（星合 昊委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（平成 19 年 12 月 31 日）

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：67 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：603 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：602 施設
- ④顕微授精に関する登録：470 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録：16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：49 例[承認 40 例、非承認 4 例、審査対象外 1 例、照会中 4 例]

星合理事「照会中の 4 例については、昨日開催の着床前診断に関する審査小委員会で 3 例が認められた」

(3) 会議開催

- ①着床前診断に関する審査小委員会を 1 月 10 日に開催した。

(4) JISART からの「卵子提供体外受精実施の申請書」に関する本会の回答に対し、JISART より本会の意向を尊重するとの報告を受領した（12 月 18 日付）。[資料：倫理 1]

星合理事「JISART から極めて冷静な回答を頂いた。JISART は実施する前に本会の意思を確認し、本会も真剣に討論をして回答し、それに応ずるとのやり取りをした良いパターンであったと考える」

(5) 着床前診断権利確認訴訟弁護団より日本弁護士連合会宛の「日弁連の生殖医療提言書撤回の申入書」を受領した（12 月 19 日）。[資料：倫理 2]

(6) 12 月 24 日付日経記事「代理出産への扉 容認の声じわり」 [資料：倫理 3]

吉村理事長「日本学術会議では卵子提供や精子提供による体外受精については恐らく結論は全く出ないのではないかと考えている。代理懐胎については様々な意見があり、1 月 31 日にシンポジウムが行われるが、久具先生から学術会議の状況を説明して頂く」

久具幹事「代理懐胎について新聞には容認を前提とした議論が始まったと書かれているが、学術会議での実際の議論は、仮に容認した場合どういう問題が起きるか、仮に容認するとしたらどの程度容認出来るか、そのような議論をしている。容認を前提としているわけではない。ところがそういう議論をしていることを捉えて各新聞はこのように書いている。逆にそれが既成事実化しかねないという傾向が出てきていることもあるので、マスメディアの書き方が全体の方向を左右する非常に大きな原動力となっている気がする。1 月 31 日の学術会議のシンポジウムのメンバーを見て頂くと、医学系、生物学系の委員は半数で、残りは法学系である。実際に法律で問題となるのは卵子提供、精子提供ではなく代理懐胎である。卵子提供と精子提供は飽くまで出産する女性の子供になるので法律的には殆ど問題はない。従って学術会議ではそちらの方に余り議論がいかない。卵子提供に話を振ってもなかなか話に乗ってこないのが現状である。卵子提供について触れることはあっても、何らかの提言がなされることは恐らくないのではないかとの見通しである」

吉村理事長「第三者を介する生殖補助医療について代理懐胎を含めた検討をするというのが生殖補助医療の在り方検討委員会のもともとの目的であり、何度も卵子提供に関しては本職からも提言した。し

かしまスコミの注目もあって代理懐胎が中心となってしまっており、卵子提供に関して殆ど検討されていない。JISARTは丁寧に対応して頂いているので、本会としても結論が出なかったときにどのような方向に持っていくのかは倫理委員会を中心に考えを纏めておいて頂ければと考えている。本会は代理懐胎に関しては見解を持っているが、卵子提供に関しては見解を持っていない。唯一あるのが厚生労働省から出た厚生科学審議会の意見であるとなると、本会はコメントする立場ではないといったことも云えるのではないかと考えている。代理懐胎にある程度結論が出た場合には見解を見直さなくてはならないとの事態が起こることもあるので、その辺は速やかに行う必要があると考えている」

星合理事「本会は卵子提供に関しては見解を持っていないが、JISARTに対する回答では厚生科学審議会の結果を踏まえた厚労省からの要請を基本的に本会は受け入れる、との考え方で宜しいか。検討はするが敢えて会告をつくるのではなく、それを受け入れるとの基本的スタンスで宜しいか確認したい。本会が作っている倫理を社会が受け入れるか受け入れないかではなく、社会が受け入れる体制になればそれに伴った会告の改正を出来るだけ速やかに行うべきと思う」

吉村理事長「平成13年1月に厚生労働省から本会会長宛に必要な制度の整備がされるまではAID以外は実施しないように周知して欲しいとの指導があった。会長宛の公文書が来ているので、本会としてはそれを遵守するという事でAID以外は行わないとの方針を今まで取ってきたとの理解で宜しいかと思う」

(7) 第3回理事会終了後の記者会見関連記事 [資料：倫理4]

9) 教育 (岩下光利理事)

(1) 「産婦人科研修の必修知識2007」頒布状況について

12月25日現在、入金済2,731冊、校費支払のため後払希望46冊、購入依頼49冊。

(2) 日本産婦人科医会に若手産婦人科医による学術企画検討委員会への委員推薦を依頼した。

(3) 産婦人科医育成奨学基金制度による海外派遣について

①2008年Taiwan Association of Obstetrics and Gynecology (TAOG) 2008 Annual Meeting (会期；平成20年3月15～16日 於：台北)の派遣予定5名の選考を行った(応募11名、締切後1名)。

②海外派遣に関する内規(案)を作成し、通信にて教育委員会委員の意見を取り纏めている(期限12月25日)。
[資料：教育1]

岩下理事より資料に基づき内規(案)について説明があった。

骨子は以下の通り

1. 応募は一施設一名とする等の応募規程を定めた。
2. 若手医師交流の公式行事には引率幹事とともに必ず参加し、交流を深める等派遣決定者の責務を定めた。
3. 学会の対応として、①引率幹事の指名、②証明書の発行、③派遣者は理事長に報告書を提出し、理事長はスポンサーの社長宛に礼状を提出する、を定めた。

嘉村理事「産科医学生支援奨学金基金のスポンサーには総会の場で感謝状を渡すことを検討してみても如何か」

吉村理事長「その方向性でよろしいかと思う」

落合理事「応募規程にある一施設の概念は何か。分院をどう扱うか解釈を統一しておいた方が宜しい」

岩下理事「分院は一つの組織と考えたい。本院のみとの考え方を取れば、応募の依頼は本院のみに送付する操作が必要となる」

落合理事「これからは必ずしも大学に所属されない方が応募してくると思われる。若手が産婦人科に興味を持ってもらうためには大学機関と直接関係ない方も応募出来る融通が必要かと思う。そういう意識であれば大学の本院、分院はそれぞれ一つの施設と考えて宜しいかと思う」

岩下理事「文言を本会が認定する研修指導施設とすれば間違いないと思う」

吉川理事「例えばA大学の産婦人科とか俗に云われる名称で分かれて出されるとややこしくなるのでルールは作っておいた方が宜しい」

岡井理事「所属産婦人科研修施設長の推薦状を必要とするところがあるので、ここで研修の届けを出してい

る施設が決まってくる」

吉川理事「周産期母子医療センターと産婦人科がある場合はどうするか」

岡井理事「どちらが施設長として登録してあるかの問題である。それにこれは飽くまで応募規程であるので、審査の段階で判断すれば宜しい」

岡村理事「学術集会における若手医師の国際交流プログラムは学術集會長の裁量で行われており、本会の事業を学術集会の中で行うとの捉え方をしたいと思っている。例えば学術の中の事業として若手医師国際交流プログラムを実施する、その内容については学術集會長に任せるといふような一文を作って頂いた方が継続性の観点から宜しいのではないかと思うので是非検討して頂きたい」

和氣理事「学術委員会運営要綱を変更すれば宜しいかと思う」

以上協議の結果、意見が出された点につき検討することで、海外派遣に関する内規（案）を基本的に、承認した。

(4) ICD-11 に対するご意見を婦人科腫瘍委員会、日本更年期医学会、日本生殖医学会、日本周産期・新生児医学会より頂き、整理した上 12 月末に厚労省 ICD 室に送付した。

(5) 専門医制度筆記試験問題を 12 月末に各領域の委員より頂き、1 月よりブラッシュアップを開始する予定である。

Ⅲ. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会（平松祐司委員長）

(1) 会議開催

①第 4 回広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を平成 20 年 2 月 8 日に開催する予定である。

(2) JOBNET 公募情報について [資料：広報 1]

田中理事より資料に関する質問があり、これに関連して注書は削除することを、了承した。

(3) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について [資料：広報 2]

(4) フリーペーパーについて

平松理事より「第 1 号を 3 月に発刊する予定である。30 万部、年 4 回発行する予定である。編集の段階に入っており、フリーペーパー発行に連動して NEC がホームページを立ち上げる予定である」との報告があった。

(5) ホームページアクセス状況について [資料：広報 3]

嘉村理事より「AFOG の Educational Fund は現在会員専用ページに収載しているが、これをトップページに収載して頂きたい」との要請があり、了承した。

(6) 学会機関誌広告掲載企業のバナー広告掲載について

平松理事より「3 月にスタートする新しいホームページには、バナー広告のスペースが 6 箇所ある。機関誌に広告を掲載している企業に若干の金額を上乗せしてバナー広告を集めたいが、広告代理店を通すと手数料の問題が生じる。従って理事長と広報委員長の連名で依頼書を出し、広報委員会がダイレクトに企業と交渉することにつき諮りたい。全部埋まれば年間 648 万円程度の収入が期待できる」との提案があった。

佐藤監事「企業側としてはバナー広告から自社のホームページにリンクできれば広告料はもっと高くてもよいとか、そういった色々な交渉の仕方がある。そこを検討したらよいと思う」

北澤幹事「値段を上げると応募がないとの状況が生じる。幹事長とも相談し薄利多売でいくこととした」

佐藤監事「それでもよいと思うが、条件としてリンクしてもよいとすれば交渉がしやすくなる」

平松理事「まずは全枠を埋めることを目指したい」

以上協議の結果、特に異議なく、平松理事の提案を、承認した。

2) 将来計画委員会（井上正樹委員長欠席）

(1) 厚生労働省外添大臣、医政局指導課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、保険局医療課長宛に理事長声明「周産期医療提供体制の危機的状況を打開するために」を送付した。[資料：将来計画 1]

(2) 厚生労働省/総務省消防庁より各都道府県宛「産科救急搬送受入体制等の確保について」の通知を受領した。[資料：将来計画 2]

(3) 12月19日付読売新聞記事「診療報酬本体プラス改定」[資料：将来計画 3]

(4) 12月22日付日経新聞記事「医師数、2倍以上の開き」 [資料：将来計画 4]

(5) **吉川理事**よりガイドライン作成委員会に関して、「来年度のガイドライン作成委員会は名称をガイドライン委員会と変更して、次回改定の準備及び教育普及活動を行うことを事業としたい。ガイドラインは普及しないと存在意義がないことと、普及しないようなガイドラインに縛られることに対して非常に反発があることもあり、教育普及活動をしなくてはいけない。DVDの作製やホームページ等で解説や注意点を指摘することを考えている。ガイドラインの原稿料は一切支払われていないが、DVDを作製する過程で多少はそういうものに還元することも検討したい。それらを加味して来年度予算を申請している。ガイドラインに関しては印刷代やコンセンサスミーティングの会場費等費用差し引き後の純益を折半することで医会の了解を得ている。ガイドラインは色々なところで反発があるので、きちんと教育普及活動を行わなくてはいけないことを理解頂きたい」との発言があった。

吉村理事長「来年度の予算を立てなくてはいけないので、収入面でどの位予算立てできるのか、最終的に寺尾（医会）会長とも相談したい。医会との共同事業であるので、純益折半であることは了解している」

星合理事「ガイドラインの販売は収益事業と見做され課税される懸念がある」

荒木事務局長「『産婦人科研修の必修知識』は収益事業の位置付けとなっている。但し、費用が収入以上に計上されるため赤字となっている。ガイドラインも色々な委員会が関与しており、それらの費用を勘案すれば赤字となる可能性が高い」

(6) 佐藤和雄名誉会員より受領した「具申書—産婦人科診療ガイドラインについて」に対する回答を行った。[資料：将来計画 5]

吉川理事より「水上委員長と連名で一つ一つ疑問に答える形で回答した。日本妊娠高血圧学会でガイドラインを作成中のことであるが、それとの違いが指摘されれば我々は検討するとしている。同学会のガイドラインが正式に発刊されれば、次回の改訂時に反映することも述べた。医会から依頼があり医会報2月号に産科ガイドラインへの対応ということで特に裁量権、患者の自己決定権や医療水準との関係について寄稿した。これは個人的な意見で、本会や医会の正式なコメントではないとの前提である」

佐藤監事「日本妊娠高血圧学会は、産科のガイドラインにこのことを載せる必要はない、却って載せると混乱が起きるから止めてくれというのがスタンスである。この回答で日本妊娠高血圧学会が了解したかどうかを確認して頂きたい」

吉川理事「佐藤名誉会員はこのガイドラインに対して意見を必ず出すと仰っている。本来5項目があったが、同学会のガイドラインが発刊されるということであったので、最も大事なものに絞ってCQを1項目にしている。同学会のガイドラインが我々のガイドラインよりも前に発刊されるとの前提であるが、実際には未だ発刊されていない。前に発刊されればそれに合わせようとのことであった。日本妊娠高血圧学会がガイドラインを作成することを我々がよく思っていないような回答をしたと同学会は受け止めたようであるが、そのようなことは全然ない」

佐藤監事「はっきり云ってよく思っていない。それに対する納得のいく回答を下さいと云っているわけである」

吉川理事「回答はしているが、恐らく佐藤名誉会員が納得されることはないと思う。我々としては若い医師のために標準治療を示す必要があり、その中で妊娠高血圧症に関しては要求に応じて項目を減らして重要なものに絞っている。従ってそれを削除することには同意できないとの立場である」

佐藤監事「立場上非常に困っている。どちらかと云うとわざわざ書く必要はないと考えている」

吉川理事「項目としては一つであるが、他にも色々関係してくる。既存のガイドラインがあればそれを省くことも考慮するが、それが無い段階で1項目あることが問題とは思わない。日本性感染症学会のガイドラインに妊娠中の性感染症の取扱いの記述があるが、それと矛盾が無いように配慮している。従って日本妊娠高血圧学会からガイドラインが発刊されればそれと矛盾が無いように対応するし、この内容は我々の考えと違うから直せとの意見であれば、真摯に対応する旨回答している。今回35項目(案)について数十人の会員から意見が来ており全て回答している」

佐藤監事「その位意見が出てくるということは、未だガイドラインを出すまでには至っておらず、時期尚早ではないかと思っている」

吉川理事「妊娠高血圧症に関して何ら意見は来ていない」

佐藤監事「頸管縫縮術については来ていないか」

吉川理事「来ていない。どちらかという玉虫色のアンサーになっているので問題ないと思う」

岡井理事「会員が16千人いるので様々な意見がある。100%皆が納得するものは絶対に出来ない。学会は今まで全然やってこなかったわけであるから反対があってもどこかで立ち上げてやるべきである」

佐藤監事「ガイドラインを作成することについては反対していない」

岡井理事「そうであれば日本妊娠高血圧学会で意見のある人がいても決めたものでいくしかない」

佐藤監事「あれは個人的なものではなく、日本妊娠高血圧学会を代表して具申している」

岡井理事「今まで散々議論して案を作っている。選ばれた委員の中には日本妊娠高血圧学会に所属している委員もいる。選ばれた委員が作成し、評価して決めたわけである。日本妊娠高血圧学会が問題点を指摘すれば、それを検討する。同学会の考えを無視して勝手に作るのはいけしからんというのはおかしい」

吉川理事「水上委員長自身も日本妊娠高血圧学会の理事であるが情報は入っていない。同学会のガイドラインと合わないので検討しろと云われれば真摯に検討するし、基本的にはガイドラインは出来るだけ矛盾しないものにしたいとの考えを持っている」

岡井理事「産婦人科診療ガイドラインを兎に角発刊して、その後改訂すれば宜しい」

岡村理事「賛成である。読んでみると非常に勉強になるガイドラインと思っている。どこがプライオリティをとるかとの問題ではないと思う」

佐藤監事「本日の議論については(日本妊娠高血圧学会の)理事会で報告したい」

吉村理事長「ガイドラインは2年以上を掛けて作り上げているが、始めから完全なものが出るわけではなく、また考え方の違いも当然ある。3年毎に見直すということであり、もし日本妊娠高血圧学会からコンセンサスを得られたものがあれば、それをまた取り入れることについて吝かではないとのスタンスで宜しいと思う」

吉川理事「今回も受付期間中に意見が出ればきちんと対応する」

吉村理事長「意見を踏まえてまた修正することもあるということなので宜しく願いたい」

吉川理事「ガイドライン委員会の委員は原則的には作成委員会の委員であるが、一部変更がある。学会理事長と医会会長の委嘱状を出すこととしたい。婦人科編に対する期待もあるが、少なくとも半年は産科編の評価を待ってそれから検討したい。但し、今年度末に準備を開始する可能性がある」

吉村理事長「意見を伺うとの姿勢は崩さないで頂きたい」

3) 男女共同参画検討委員会(田中俊誠委員長)

(1) 会議開催

①第2回女性の健康週間委員会を平成20年1月18日に開催する予定である。

(2) 女性の健康週間委員会について

田中理事より本年度の女性の健康週間に関して概要の説明があった。

引き続き**女性の健康週間委員会清水委員長**より「2007年4月に厚生労働省が新健康フロンティア戦略の中で女性の健康づくりに関して女性の健康週間を創設し国民運動として展開することを公表した。その後女性の健康づくり推進委員会が発足し、本会から吉村理事長が委員に就任した。産婦人科では寺尾医会会長、日本医師会今村常務理事、石塚前理事、弘前大学水沼教授等のメンバーで構成されて、12月25日にこの委員会が開催されたと聞いている。本日午前中に医会宮崎常務理事と共に厚労省に出向いて話しをしたが、キャビネットが変わったこともあり内閣府がトーンダウンしており、3月の色々なイベントに対する予算は白紙撤回となり、来年以降のことは分からないとのことであった。厚労省としては、

我々が積極的に国民運動を行い、それをバックアップをする方がやりやすいとのニュアンスであった。1月25日に各都道府県や保健所長の会議とかに情報を流し周知させるとの話であった。これを受けて本年度の第4回女性の健康週間では、後援という形で厚労省が本年度から参画するとの文章をポスターや女性の生涯健康手帳に記載するなど、もう少し重み付けをしても宜しいとの承諾を頂いた」との補足説明があった。

①プレスセミナーについて [資料：男女共同参画1]

清水委員長「後援者としての厚労省の関わりが見える形にしたいと、1月18日に厚労省の西山健康局長にも出席して頂き、プレスセミナーを開催する。本会から落合常務理事に挨拶をして頂く」

②ポスターについて [資料：男女共同参画2]

清水委員長「ポスターについては18日の委員会で決定したい」

岡井理事「ポスターの写真に産婦人科医師を出すときは男性医師の写真を必ず入れて欲しい」

吉村理事長「女性の患者の写真だけで宜しいかと思う」

先生方から意見が出され、ポスターの図案について最終的には清水委員長に一任することを、了承した。

③女性の生涯健康手帳について [資料：男女共同参画3]

清水委員長より資料に基づき女性の生涯健康手帳について説明があり、特に異議なく、了承した。

④平成19年度女性の健康週間実施概要について [資料：男女共同参画5]

清水委員長より資料に基づき本年度の女性の健康週間実施概要について説明があった。「本日医会宮崎常務理事より、学会と医会共同の女性の健康週間委員会を踏まえて日本医師会今村常務理事より医会としての膨らみを考えて各ブロックで年間でのイベントや講演を進めたいとの話をされていたので、4月以降はそのような擦り合わせを考えていくこととなると思う」

落合理事「女性の健康週間は毎年3月1日～8日に実施することが確定しているのに、ポスターやイベント企画は毎年ぎりぎりになって決定される。もう少し早めに企画した方が宜しいのではないか」

清水委員長「最初の打合せは6月頃から行っているが、スポンサーとの兼ね合いやイベントの場所がなかなか決まらずぎりぎりになってしまう。来年に向けて叱咤激励して早めに企画を固めたいと思う」

吉村理事長「どこがネックになっているのか」

清水委員長「本会が資金を出しているわけではないので、広告代理店としてはスポンサーの存在が大きいとの印象がある。今回は新健康フロンティア戦略の話もあり、厚労省との協力関係がはっきりしなかったこともあるかと思う」

(3) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画4]

4) AOCOG2007 組織委員会 (武谷雄二委員長)

特になし

IV. その他

(1) 平成20年度日本産科婦人科学会予定表(案)について [資料：その他1]

以上